

会 議 録 目 次

令和 2 年第 2 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 2 年 5 月 1 9 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 等の一部を改正する条例）・・・・・・・・	4
日 程 第 4	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）・・・・・・・・	9
日 程 第 5	承認第 3 号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健 康保険条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・	14
日 程 第 6	承認第 4 号 専決処分をした事件の承認について（海田町後期高 齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）・・・	17
日 程 第 7	承認第 5 号 専決処分をした事件の承認について（令和 2 年度海 田町一般会計補正予算（第 1 号））・・・・・・・・	19
日 程 第 8	承認第 6 号 専決処分をした事件の承認について（令和 2 年度海 田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））・・・	19
日 程 第 9	第 28 号議案 令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）・・・	23
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	32

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|             |     |         |
|-------------|-----|---------|
| 町           | 長   | 西 田 祐 三 |
| 副 町         | 長   | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部       | 長   | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部       | 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部   | 長   | 森 川 雅 枝 |
| 企 画 課       | 長   | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課    | 長   | 中 下 義 博 |
| 財 政 課       | 長   | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課       | 長   | 中 村 修 介 |
| 税 務 課       | 長   | 片 山 茂   |
| 住 民 課       | 長   | 近 森 茂   |
| こ ど も 課     | 長   | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課   | 長   | 岩 本 宏 美 |
| 保 健 セ ン タ ー | 所 長 | 森 原 知 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査       |   | 水 野 啓 太 |
| 主 任       |   | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て

日 程 第 3 承 認 第 1 号 専 決 処 分 を し た 事 件 の 承 認 に つ い て (海 田 町 税 条 例 等 の 一 部  
を 改 正 す る 条 例)

- 日程第4 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分をした事件の承認について（海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第5号 専決処分をした事件の承認について（令和2年度海田町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 承認第6号 専決処分をした事件の承認について（令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第9 第28号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第2号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただ今の出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。なお、本日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓を開放しておりますので、併せて御了承いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）はい、皆さん、改めましておはようございます。本日、令和2年第2回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、先週14日に政府が39県の緊急事態宣言を解除し、広島県においてもレベル2に警戒レベルが引き下げられました。町民の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御協力をいただき、感謝申し上げます。また、医療、福祉関係者の皆様には、最前線で献身的に町民生活を支えるために業務に従事していただき、心から敬意と感謝を申し上げます。現在、県内では感染者が発生していない状況が続いておりましたが、17日に1人発生しております。今

後とも、緩むことなく感染対策を継続するとともに、新型コロナウイルスにより影響を受けた方々に対する応援を行ってまいります。

本日は、専決処分の承認6件と補正予算1件を提出させていただいております。十分に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本臨時会招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より14番、前田議員、15番、佐中議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、議長より議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよう、マイクを立てて、ゆっくりと発言をしてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山） それでは、承認第 1 号、専決処分をした事件の承認について御説明をいたします。議案書 1 ページをお開きください。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、海田町税条例等の一部を改正する条例について、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は令和 2 年 3 月 31 日でございます。議案書 2 ページをお開きください。資料につきましては、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料 2 の海田町税条例等新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容につきましては、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要で御説明をいたします。今回の改正は、令和 2 年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、海田町税条例等の一部を改正したものでございます。まず、1 の町民税関係につきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しに係る対応といたしまして、単身児童扶養者の定義がなくなることに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。具体的には、単身児童扶養者である場合、その旨を扶養親族等申告書に記載することとされておりましたが、今回記載を不要とする等の規定の整備を行っております。また、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の規定の整備を行っております。それでは 2 ページをお願いいたします。次に、2 の町たばこ税関係ですが、これまで課税免除適用のため申告書への添付が必要であった課税免除事由に該当することを証する書類について、輸出等に係るものに限り保存を前提に添付不要とするよう、手続の簡素化が図られたことに伴う、関係規定の整備を行っております。3、その他につきましては、地方税法の条ずれ項ずれ等に伴い引用条項等の整理を行うものでございます。4 の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中） 15 番、佐中です。税条例の専決ということで、その前に、災害に続いて、今回のウィルスの問題で、非常に神経をとがらせて機敏に対応されていることに心から感謝を申し上げます。お尋ねするのは、ここの資料 2 の中に、新と旧で、等が入っているのと、入っていないと、等が新しくされておるんですね。そのことによって、単身児童

扶養者に係る定義が削除をされたという、こういう定義がなされておるんですが、この問題について、住民税、これ 20 年度で改正、それから 21 年度で、所得税の改正というように、私、調べる中で分かったんですが。この等ということで、かなりの幅が広がるという可能性があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）議員の御質疑が、新旧対照表の一番上、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び次の 36 条の 3 の 3 の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書のことをお指しだと思います。その等でどういうふうな影響があるかというような御質疑かと思います。こちらの等につきましては、昨年度 4 月の臨時会で御審議いただいたんですけれども、単身児童扶養者という定義が新たにできました。これは、未婚のひとり親が控除を受けることができるように、新たに定義されたものでございまして、施行は来年、3 年の 1 月 1 日に施行されることになっておりました。その関係で、その改正があったことで、昨年度、ここの部分、扶養親族申告書に等という言葉が入ってまいりました。で、これが、今度 6 月でも御審議いただくことになるんですけれども、未婚のひとり親について、新たに控除の対象にすると、範囲が広がるという話で改正を今度しますので、その関係で、単身児童扶養者という定義が不要になりましたので、削除された。それに伴いまして、ここの扶養親族等申告書も、単身児童扶養者が削除されたことによって、等という文言が取れたということでございまして、制度といたしましては、婚姻による不公平をなくすと、男女間の不公平をなくすということで今回改正されるものですから、議員御指摘のところにつきましては、住民にとっては、良くなるというか対象が広がりますので、そういうことになります。説明は以上でございします。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○11 番（岡田）今のところになろうかと思うんですけれども、資料 1 の 1 か。未婚のひとり親の分、先ほど言われましたけれども、この施行が来年の 1 月 1 日ということで、だったら、無理に専決をしなくてもまだ 1 月 1 日だから、しなくてもいいような気がするんですけど。内容も先ほど税務課長が言われたような改正になって、その改正の施行が 1 月 1 日ということで、何でこの度の地方税法の改正で、今回提案なかったんですけれども、固定資産税の見直しとかがなされとるんですけども、それが、今年の 4 月 1 日からの施行になって、そういうふうなものが提案をされなくて、何でこう、来年の 1 月

1 日からの施行の分が提案をされるのかなというのがちょっと疑問なんですけれども。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）議員の御質疑が、施行が、3 年 1 月 1 日。今の、改正が 3 年 1 月 1 日のものについて、専決する必要はないんじゃないかというような御指摘だとは思いますが、今回この扶養親族等申告書の部分につきましては、単身児童扶養者の定義がなくなりまして、個人住民税に関しては、1 月 1 日が賦課期日なんですけれども、その前年からすでに作業が始まっております。で、何か申告事項が変わるようなことがございましたらですね、申告する必要がありますので、ここに、単身、この規定が残っておりますと不要な作業を住民に強いることになりますので、そういう意味で、地方税法の方も 4 月 1 日、原則日施行ということで施行されております。ということで条例の方も、そこは 4 月 1 日で併せて施行させていただいております。

それから単身児童扶養者が 3 年 1 月 1 日に施行する予定だったものについては、専決せずとも通常の審議のところで図ればどうでしょうかというようなお尋ねだと思いますけど、これにつきましても、地方税法上単身児童扶養者という定義が 4 月 1 日になくなりますので、それに併せて、条例の方も削除したということでございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○9 番（宗像）9 番、宗像です。今の説明ちょっとよく理解できないんですが、来年の 1 月 1 日施行ということは、来年 1 月 1 日からの申告にこの問題がついて回るんでしょう。そうじゃなくて、この、例えば 4 月から 12 月までの間にどのような影響が及ぼすのか。これ、実際あった、海田町であった条例変更の問題で、1 月 1 日に、もう既に法が施行されてるのに、6 月か 9 月議会で、条例変更したというケースもあるんですよね。実質、影響があるかどうか。その説明がなされていないと思うんです。きちんと、こういうところに影響が出てきますから、専決で、4 月 1 日で施行させてくださいっていうのが説明じゃないんですか。どうも今の説明ではちょっと納得できないんですが、納得できる説明をお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）大変失礼いたしました。単身児童扶養者に係る扶養親族等申告書につきましては、令和 2 年 1 月 1 日に施行されております。単身児童扶養者に該当する場合は、その旨を記載して、令和 2 年 1 月 1 日から提出するようになってます。ただ、4 月

1 日で単身児童扶養者の考え方、定義がなくなりまして、新たに寡婦（夫）控除の見直しと併せまして、ひとり親という考え方、また出てまいりますので、その関係で、4 月 1 日以降、この変更があった場合に、扶養親族等申告書は出し直す義務があるんですけども、その部分で、不必要な手続をさせることになりますので、地方税法上、4 月 1 日を持ちまして、単身児童扶養者について扶養親族申告書にその旨を記載させるというのはなくなります。それに併せまして、条例の方も、その旨を不要とするということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9 番（宗像）いや、だからそれが理解できない。事務執行上、4 月から来年の 1 月までの間にどういう支障が出るんです。支障が出んのじゃったら 6 月でもいい訳でしょ。その支障、こういう支障が出ますから、すいません、専決をさせてもらいましたという説明が要るんじゃないんですか。今の説明だと、どっちにしろ、4 月 1 日に施行されても、既に施行されて、来年の施行されるまでの間は旧制度がそのまま生きますよね、本来は。それならば 4 月から 12 月までの間に、何の影響が出るんですか。何も出るように思えないじゃないですか。だから、そこで何か支障が出るなら、こういう支障がありますから専決でやりました。そうでなかったら、支障がなければ別に専決でやる必要ないですよ。だからその支障が出る部分を、もっと明確に丁寧な説明をお願いします。

○議長（桑原）分かりますか。はい、税務課長。

○税務課長（片山）大変申し訳ございません。事務執行上は、4 月 1 日に、1 日以降も、仮にこのままの状態だとしても支障は出ないとは思いますが、住民の方に、単身児童扶養者である場合はその旨を申告書に書かせることになりますので、それは住民にとって、本来、もうそこでなくなっているものをさせることになりますので、そういう意味では住民さんに御負担をかける、本来する必要のない事務、事務というか作業をです。その申告書、その規定を残すことによって、させることになりますので、その 1 点で、4 月 1 日を持ちまして不要とするように条例の方も改正するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9 番（宗像）いや、それ言ってることを、半分理解するんです。ただ、令和 3 年の 1 月 1 日施行でしょう。となると、それまでの間は、元のままでしょう。いや、それが、4 月 1 日に変わるの。その辺が、説明が足りないんじゃないんですか、言うことは分かる

んですよ。ただ、1月、施行が令和3年の1月1日って。こっから先が、本来は、手続が要らなくなる訳であって、ここまでは旧が要る訳でしょう。だから、実質、皆に影響がないんじゃないんですかとお聞きしてるんです。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）再度、申し訳ございません。まずは、単身児童扶養者という考え方が、昨年入ってまいりまして、それは、3年1月1日から非課税の対象になるということでございます。それを、3年1月1日からスタートするためには、前年の1月から扶養親族申告書に単身児童扶養者である旨を記載させる必要があるというのが去年の話ですね。ですから、施行日が2段階、1月1日と、ごめんなさい、令和2年1月1日と、令和3年の1月1日、二つに分かれておりました。それで、今回、寡婦（夫）控除とか未婚のひとり親の、控除適用の一括した改正がございますので、その関係で、衣替えをすると、これは6月にまた御審議をいただきたいと思えますけれども、その関係で単身児童扶養者の考え方、単身児童扶養者に対する非課税の措置が未施行のままになる状況でございます。なので、法としましてはですね、その1月から3月までやってはおるんですけれども、ここから先、もうそれはなくなっておりますので、その部分で、住民さんにいらないことをさせるのはいけないということで、今回、地方税法上は、削除となって、それに併せて条例の方も削除させていただいたということでございます。説明がちょっと足らず、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条

例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第２号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、賦課徴収事務上必要であり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、４月３０日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、承認第２号、専決処分をした事件の承認について御説明をいたします。議案書６ページをお開きください。地方自治法第１７９条第１項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、町議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は、令和２年４月３０日でございます。議案書７ページをお開きください。資料につきましては、資料３の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料４の海田町税条例新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容につきましては、資料３の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で御説明をいたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が、令和２年４月３０日に公布施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものでございます。１の町民税関係についてでございますが、（１）、寄附金税額控除の追加でございます。新たに、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の規定を追加するもので、内容といたしましては、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄したものについて、放棄相当額の寄附金を支出したものとみなして、個人住民税の寄附金税額控除の適用をするものでございます。（２）の住宅借入金等特別税額控除については、特例適用期限を、令和１６年度まで１年間延長するよう条例を改正するものでございます。住宅借入金等特別税額控除につきましては、令和元年１０月の消費税引上げに当たり、令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までに入居した場合、控除期間を３年間延長し、１３年間とされております。今回の税制上の措置は、新型コロナウイルス感染症の影響で、

令和2年12月31日までに入居できない場合、一定の要件を満たし、令和3年12月31日までに入居すれば、控除期間の延長の対象とされるものでございます。次に、2の固定資産税関係でございますが、生産性革命の実現に向けた、固定資産税の特例措置の拡充・延長について。特例措置の拡充で、新たに追加される対象資産に係る特例率をゼロとする規定を追加するもので、制度といたしましては、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に生産性向上のための設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、新たに適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物を加え、期間を令和4年度まで2年間延長するものでございます。それでは、2ページをお願いいたします。3の軽自動車関係でございますが、環境性能割の臨時的軽減を、令和3年3月31日まで6か月延長するよう条例を改正するものです。内容といたしましては、消費税の引上げに伴う需要平準化対策としまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、臨時的に環境性能割の税率が1パーセント軽減されており、この特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで6か月延長するものでございます。4のその他でございますが、徴収猶予の特例に係る手続規定といたしまして、申請書の訂正等の期間の準用規定を追加しております。徴収猶予につきましては、収入が前年同期比でおおむね20パーセント以上減少した場合において、無担保かつ、延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けることとされております。申請書の訂正等の期間につきましては、既存の規定を準用するという規定を追加するものでございます。施行期日についてですが、町民税に係る部分が、令和3年1月1日となっている以外は公布の日で、令和2年4月30日でございます。施行期日が令和3年1月1日となっているものについても、緊急経済対策において、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされておりますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。なお、国からの情報がぎりぎりとなりましたため、全員協議会の時点から、新旧対照表の2ページの一番下になりますけれども、読替規定を新たに追加をしております。具体的には、今回特例を読替規定に追加するもので、固定資産税の特例を受ける場合は、その他の項に関わらず、課税標準は特例で定める額とするというものでございまして、内容的には変更はございません。説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。こういう改正があるときにね、よくあるのがね、いわ

ゆる個人の申請でもって初めて認めますよと。例えば、家を新築した。黙ってそのまま入居すればそのまま、この適用が受けられない。申請して初めて適用を受けられる。過去にそういう事例がいっぱいある訳です。これをね、知らん人もいっぱいおる訳だから、確認申請とかいろいろ出たときに、あの人が新築する、いつ入居するというのは分かるはずなんで、こっちからね、あなたにはこういう税の優遇措置がありますよ、車にしても同じことですが、こっちから教えないのかどうかっていうのをね、当事者から申請が出るまでただ黙って、申請がなければ従前どおりにやってしまう。その辺がどうなのか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）今、前田議員の御質疑、今回の税制上の措置について、町の方から積極的に住民さんの方に伝えていかないのかというような御趣旨かと思います。先ほどございました住民税の関係、例えば住宅ローン控除の適用の延長とか寄附金控除につきましては、入口が確定申告ということになっておりますので、そこにつきましては、国、国税始めですね、国土交通省、文化庁、スポーツ庁等が公表しておられることですね、皆さん、そこは周知して、今度確定申告の際にそういったことをされるとは思います。で、一方で町の方としましてもですね、今、徴収猶予につきましては、ホームページにすぐに上げたところでございますが、その他の項目につきましても、適宜、国から情報が取れ次第ですね、周知してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。この寄附金控除についてなんですけど。普通、寄附金控除をされるのは、特定非営利団体、まあ指定をされた団体に限りますよね。で、寄附をすると、そういう領収書が返ってきて、確定申告のときに添付する訳ですけど、この度の改正でイベントを中止した主催者というふうに言われておるんですけど、例えば野球の、カープの試合が中止になった、で、放棄したっていうのをどのように証明するのか、ちょっとそこよく分からないんですけど、それを証明したものを、例えば主催者からいただいて、確定申告のときに付けるのかどうか、そこはちょっと疑問なんで、お伺いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）多田議員の御質疑が、手続の流れ、今回のイベントを中止した場合の寄附金控除の手続の流れということかと思いますが、今回、国の方から示されております。

すのが、主催者が、まずイベントの主催者が、文化庁ないしはスポーツ庁の方に申請をして、文化庁、スポーツ庁が対象イベントを指定をすると。で、それに基づいて、今度は参加者の方が対象イベントの主催者に対して、払戻しを受けないことを連絡をいたします。そうしましたら、主催者から、指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書という、2種類の証明書を交付されるということになります。今度は、それを、確定申告の際に添付して申告をしていただくという手続の流れになるということでございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ありませんか。佐中議員。

○15番（佐中）今の問題で、よく分かりました。文化庁やスポーツ庁が対象で、これを指定したところということで意味はよく分かったんですが、この証明書を請求を放棄、まあ払戻しの請求放棄証明書という入手が必要だということがありましたが、年間どのぐらいまで、これが、額として定められておるのかをお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）年間20万円まででございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ついでに言やあ良かったんですが、今の固定資産税の問題で、償却資産及び自家用家屋に係る固定資産税の軽減措置、厳しい環境の下で、中小企業として成り立っていない、そういう状況にある場合は1年分又は償却資産及び事業家屋に係る固定資産税や、まあ都市計画税は取っていないけれども、この課税の2分の1又はゼロとするというのがありますけれども、これは、そのように判断をしいいんですかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）ただいまの、佐中議員御指摘の件につきましては、今回こちらで条例改正したものではございませんで、法の方で中小企業が、今回、海田町の条例改正で出ておりますのが、生産性革命の関係の特例率をゼロとするという内容でございまして、議員、今指摘をいただきましたものにつきましては、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産の軽減措置のことだと思います。これにつきましては、今回の改正には入っておりませんが、国の方で指定した税理士とか、そういった、指定した機関がございまして、そこにおいてその収入の減少の状況を押さえさせていただくというような形を取っております。これにつきましては、既に、その組織、数百という形

であると思いますので、そこで認定をしていただくような形になるものというふうに考えております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を省略します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第3号、専決処分をした事件の承認について。海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第3号、専決処分をした事件の承認について。海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染した等の被用者が休みやすい環境を整備することから、傷病手当を支給することができるようにするため、4月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、承認第3号、専決処分をした事件の承認について御説明します。議案書9ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は、令和2年4月30日でございます。続きまして、次の10ページをお開きください。資料については、資料5の海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要、資料6の海田町国民健康保険条例新旧対照表をお願いします。

改正内容については、資料５の条例の概要で説明いたします。まず、１の改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染が国内で拡大しつつある現状において、その更なる拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に、休みやすい環境を整備する必要があることから、新型コロナウイルス感染症に感染した等の被用者に対し傷病手当金を支給することができるよう、条例の一部を専決処分させていただいたものでございます。次に、２の対象者でございますが、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者でございます。３の支給要件については、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間となります。次の４の支給額については、１日当たりの支給額に３分の２と支給対象日数を乗じたものでございます。５の施行期日については、公布の日で、令和２年４月３０日でございます。最後に、適用期間については、令和２年１月１日から９月３０日以後の規則で定める日まででございます。ただし、入院が継続する場合等は、最長１年６月までとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）１５番、佐中です。対象者の中で、資料５の２番ですけれども、感染した者、これはまあ実際該当者ですから分かりますけれども、発熱等の症状があり感染が疑われる者、これだけで判断をして、それが対象になるのかどうか。それと併せてですね、日当というんか、日当たりというんか、支給が３分の２というようにありますが、これは何を基準にして、３分の２なのか。３か月の中の平均で、１日の売上であるとか、純利益であるとか、そこら辺が明確でないんですが、そこら辺はどうなってるのか。併せてですね、被保険者はもちろんですが世帯主、これは、税として世帯主に課税をする訳ですけれども、会社勤務あるいはその家族らの対応についてはどうなってるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）はい。まず、発熱等というところなんですけど、これは申請する書類がございまして、基本的には世帯主の書く欄と、あと、医療関係者の書く欄というのがございまして、原則そこらで判断していくということになります。あと、日当につきましては、直近の連続する３か月の合計に、日数を割ってそれに３分の２を掛けていう、そう

いう出し方を出したものが日額ということになります。それと、すいません3点目、ちょっと聞き取れなかったんです。もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）家族のことですよ、まあ勤めていない、まあ世帯主に税が掛かる訳で、その世帯主が会社に勤めとる。これは対象になるのか、被保険者でないからなんかも分からんけれども。しかし、そこの中の家族、例えば子どもさんであるとか、まあ未成年者ですよ、これらについては、これはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）基本的には、今の海田町の国民健康保険に加入されて、会社等で勤められて賃金を受けている方が感染症になったとか、疑われる方が対象になるということでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○7番（下岡）今の質問に関連してですけれどもですね、海田町の場合は、ホームページでも公表されてますけれども、1名、50代男性会社員ということで、多分ですね、この方は会社員ですから、組合健保もしくは協会健保に加入されててですね、国保の対象、加入者じゃないと思うんで、この方に対しては支給はされていないと思うんですけど、感染が疑われる者ということでは、PCR検査を受けたか何かで、30名ぐらい濃厚接触者のことだと思うんですけれども。というふうにですね、この前の全協で説明されてますけれども、その方たちに対してですね、現時点で、国保から支給、傷病手当金支給したとか、これからする予定であるとかですね、何人程度いらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）はい、現在のところそういう問合せとかいうのはございません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということでですね、総務文教委員会でも説明したときにですね、何で専決するんかと言うて聞いたら、この国保の傷病手当金をですね、早急に支給しなきゃいけないとかという説明があったんですけどもですね、その時点でですね、ね、専決しなきゃいけないような状況じゃなかったんじゃないです。そこはどうなんです。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）はい。そのときも、これから、どう言やあいいですかね、全国的にもコロナウイルスの感染が広がってる状況だったので、海田町につきましても、どういう

状況になるか分からなかったもので、それは専決処分にさせていただかないといけないという判断でさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第3号について採決を行います。お諮りいたします。承認第3号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、承認第4号、専決処分をした事件の承認について。海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第4号、専決処分した事件の承認について。海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、海田町において傷病手当支給申請書受付事務を開始する必要があるため、4月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、承認第4号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書12ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は、令和2年4月30日でございます。議案書13ページをお開きください。資料については、資料7、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料8、海田

町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表をお願いします。

改正内容については、資料 7 の条例の概要で御説明いたします。1 の改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した等の被用者に対し、傷病手当金を支給することができるよう、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、町において、傷病手当金支給申請書の受付事務を開始するため、海田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、広域連合の条例改正の施行日令和 2 年 5 月 1 日に合わせて、町の条例も改正する必要があることから、4 月 30 日付けで専決処分させていただいたものでございます。2 の改正の内容でございますが、町において、傷病手当金支給申請書の受付事務を開始するため、海田町後期高齢者医療に関する条例の町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。3 の施行期日につきましては、令和 2 年 5 月 1 日でございます。次に、参考といたしまして、広島県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金制度の内容等について記載しております。資料の 2 ページ、(5) の施行期日につきましては、令和 2 年 5 月 1 日でございますが、そのほかは、先ほどの国民健康保険の傷病手当金制度と同様でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）ちょっと支給額についてお尋ねしますけれども、一日当たりの支給額、3 分の 2、上限がある。75 歳以上で、一定程度の収入のある方もおられますけれども、何を基準にして、それが 3 分の 2。それで、その上限になっているのか、その内容をお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）はい。1 日当たりの支給額につきましては、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の、3 分の 2 に相当する金額でございます。令和 2 年 3 月現在で、日額 3 万 887 円となっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第4号について採決を行います。お諮りいたします。承認第4号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

この際暫時休憩をします。再開は10時。執行部入替えです。

~~~~~○~~~~~

午前 9時53分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。先ほど、承認第2号について、質疑を終結しますと言うべきところを、省略しますと申し上げました。省略を終結に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(桑原) 日程第7、承認第5号、専決処分をした事件の承認について、令和2年度海田町一般会計補正予算及び日程第8、承認第6号、専決処分をした事件の承認について、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を一括議題といたします。なお、採決については、1議題ごとに行います。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 承認第5号及び承認第6号を一括で御提案申し上げます。令和2年度海田町一般会計補正予算第1号及び令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の増額の予算措置を行ったものでございますが、特に緊急を要するため、4月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、承認第5号及び承認第6号について、一括で御説明いたします。議案書は、14ページから23ページにかけて記載しておりますが、説明は、資料9の補正予算の概要により、まとめて説明させていただきます。資料9、新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度4月補正予算、専決処分の概要をお願いいたします。

まず、1の要旨については、記載のとおり、家計支援や子育て世帯の生活支援、感染拡大防止等の対応として、直ちに補正予算の措置が必要であることから、令和2年4月30日付けで、補正予算の専決処分を行ったものでございます。次に、2、令和2年度4

月補正予算額でございますが、一般会計については、31 億 2,418 万 6,000 円、国民健康保険特別会計については、350 万円でございます。次に、3 の予算の主な内容でございますが、一般会計については、①特別定額給付金と②子育て世帯への臨時特別給付金と、③感染防止対策の3項目を柱として、4月補正予算を編成しております。次に、裏面2ページの国民健康保険特別会計につきましては、傷病手当金について、予算を編成しております。なお、一般会計の補正予算説明書として資料10を、また、国民健康保険特別会計の補正予算説明書として資料11を、併せて提出しております。

以上で、承認第5号及び第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。中身は全国一律がほとんどですから聞くことないんですが、これと同じ中身、県内他の市町において、ちゃんと臨時議会を開いて通してるところ、ありましたよね。これまで個別に小言は言うてきましたけど、ちゃんと公式の場で行うときます。現に総務省からは通達が出てましたね。国の補正予算の成立前であっても、各地方公共団体においては補正予算を成立させて進めてくれと。要は、それだけスピード勝負の話であったにもかかわらず、海田町においては、全協で説明して専決処分。現に我々が全協で説明を受けている最中に、どこの町だったか市だったか、もうそれ忘れましたが、臨時議会を開いていた。この違いは何なんでしょう。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、町としては、国の緊急経済対策を踏まえて、4月中に補正予算を編成、成立させる必要があるという状況にございました。それを踏まえて、専決処分で行うのかあるいは臨時議会を招集するのか、この点については、議会事務局を通じて議会と調整の上、結果的にコロナ対策全般について、全協で説明等を行った上で進めた方がいいという調整の下、専決処分に対応したものと認識しております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）議会と調整の上言うて、副議長の私が聞いてないんですよ、それ。そもそも、というかね、何じゃろう思うんよ。まあ、この後の議題でも出てますが、町単独の支援策、補正されてますよね。熊野町は、これも4月下旬の臨時議会を通してらんですよ。議会との調整云々いうて、執行部の緊急性というか危機感が足らんのかなんないかというのが正直な感想なんですよ。遅い。非常に遅い、対応が。議会と調整した上で専

決処分がいいんじゃないか。これ、いつ説明いただきましたかね。知らん。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の専決処分のあり方につきまして、財政課長の方から、議会事務局との調整もさせていただいてと答弁もございましたが、事務レベルではですね、こういう手法ができるかということで協議の方はさせていただいておりますが、正式に議会の方と協議をしたというものではございません。まず、専決処分をさせていただきました特別定額給付金でありますとか子育て世帯の臨時特別給付金、感染予防対策につきましては、当然、他団体と同じ時期に給付等をしていくという必要がございますので、期限を見据えまして、遡って、いつまでに予算をお願いすべきかということも判断をしながら、どういうやり方ができるかというものを検討をさせていただきました。当然、議決をいただくということで、議員の皆様方に御説明をした上で、予算措置ということになりますけれども、海田町におきましては、全員協議会という形で御説明をし、御意見もいただきながら検討してまいりましたので、議決という手段につきましては、専決処分ですら早期に成立させていただきたいということで、執行部の方から提案をし調整をさせていただいたものでございます。あと、もう1点。町独自の助成制度でございますけれども、海田町におきましても、いろんな多方面で影響も出ておりまして、町といたしましては、当然に、ある程度の規模の支援が必要であるという認識を持っておりました。ただ一方で、町独自の支援をするとなるとどうしても財源が関わってまいりますので、そうした意味で、期待がされました地方創生臨時交付金の額、こういったものを確認をしながら最終的に判断をしたいと考え、熊野町と比べましては遅くなったかもしれませんが、このタイミングで御提案をさせていただいているものでございます。

○議長（桑原）いいですか。はい、崎本議員。

○13番（崎本）この前のね町長の発言でですね、わし、議長に聞いたら、議長は、わしや、そんなこと聞いとらん言われたんじやが、議長と副議長と議員の皆さんに十分相談して一生懸命やっておると。相談しながらやって、今までおるといって言われましたがね、後で議長に聞いたら、議長、わしには報告全然ないで言うたら、わしにも報告ないという答弁じゃったが、町長、町長はどこまで、の、議長に相談して、副議長に相談して、こうこうこう、臨時議会開いてくれ、あるいは全協を開いてくれ、あるいは、ああしてくれ、こうしてくれいうて、どこまで相談して何ごともやっておられるかの。町長がね、議員時代はの、大きな、ね、議会と執行部は車の両輪じゃあ言うて、大きなことを言わ

れよりしましたよ。の。それが今、町長になられたら、そういうことは全然なされていない。そこを町長どのように考えるか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員御指摘のところを、十分反省しながら、今、進めてきておりますが、現実には、議員の皆様方にはですね、十分説明できるような、こういった手法があるか、常任委員会、更にはですね、全員協議会、それから、議会に議案として提案するという形の手法の下の中にですね、議員さんに理解していただくためのいろんな資料を作りながらですね、今回のコロナに関してもですね、もう3月の時点からいろんな手法を考えながら、職員一丸となってですね、こういった説明をどのようにしていくかというのを議論した中でですね、先ほど部長が説明したようにですね、地方創生の交付金等の確認を取りながら、私もですね、国等にですね、いろんな意味でですね、相談を投げ掛けながら、いつ頃それが提示されるか、更に広島県に行って、広島県からまた海田町へですね、海田町分が提示されるか、そういったところを注目しながらですね、随時行ってきたところでございます。最善の努力をしたつもりでございますが、議員の皆様にはですね、そういった真意が伝わっていないというふうに、今、感じております。そういった意味ではですね、しっかりと反省しながらですね、説明を十分尽くせるようにですね、今後とも、今回とともにですね、今後ともしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だからね、あなたが一生懸命やられとるのは分かっておる、分かっちゃうのか、まああれじゃが、だから、自分が、今からこういうことを、こういう緊急にやろうかと思うことをね、議会の代表で、議長と副議長がおってんじゃから、議長と副議長ぐらいにはね、先に報告して、議員の皆さんに、こういうことを伝えてくれということを、議長と副議長にはね、前もってね、早く連絡してほしいんよ。その点に対してどうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）はい、これまでコロナ関係で、執行部で決定した事項につきましては、議員の皆様は随時投げ込みをさせていただいて資料提供させていただいております。また、常任委員会等で説明をさせていただいたところでございますが、先ほど町長も答弁されましたように、十分に我々の意図がですね、議会の皆様に伝わっていなかったとい

うことにつきましては、私も反省をしているところでございます。これからも、こういった、コロナを含め、執行部と議会、円滑に動いてきますように、先ほど御指摘ありましたように、議長、副議長とも相談しながら、議員の皆さんとしっかり調整を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、副町長の方から申し上げましたが、私の方も、基本的には、議会の窓口は、基本的には議長でございますので、議長にまず一番にですね、説明させていただくように、今後ともしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。承認第5号について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第5号について採決を行います。お諮りいたします。承認第5号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定をいたします。

続いて、承認第6号、承認第6号について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、承認第6号について採決を行います。お諮りいたします。承認第6号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定をします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第28号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 28 号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 2 号。この度の補正予算につきましては、海田町事業継続応援金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 28 号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 2 号について御説明いたします。

初めに、資料 12 の令和 2 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料 12 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の海田町子育て世帯応援金給付事業については、国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金とは別に、町独自に、海田町子育て世帯応援金を、対象児童 1 人につき 1 万円を支給するため、4,600 万円増額するもので、その財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。次の給付事務事業については、事務経費として 68 万 3,000 円を増額するものでございます。続きまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。商工費の海田町事業継続応援金給付事業については、新型コロナウイルスにより、経営に影響を受けている中小企業者等を応援するため、対象者に 10 万円を給付するもので、給付金として 6,000 万円を増額し、その財源の一部として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。次の給付事務事業は、事務経費として 69 万 6,000 円を増額するものでございます。なお、二つの給付事業の概要として、資料 13、14 を併せて提出しております。

続きまして、歳入でございます。資料の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。まず、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした国の交付金で、9,218 万 5,000 円を増額するものでございます。次に、19 款、財政調整基金繰入金については、財源の調整として、1,519 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 28 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、1 億 737 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 138 億 8,656 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 2 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。住吉議員。

○8番（住吉）さっき言いかけたんですが、ここでちゃんと聞いておきます。これ、全員協議会で説明したの、確か4月の終わりじゃった思うんですよね。で、4月30日か。で、今日が5月の21日。19か、19日ですよね。日数が経ち過ぎてますよね。もう、現にどこの市町か、もう、予算、もう、ばんばん先にやっとするけえ、もう、どこの町とか覚えてないんですけども、で、5月連休明けに全員協議会やったところあるんです、独自支援策で。うちよりも遅いんじゃないだろう思うとったら、その翌週にはもう、臨時議会開いて通しとる。うちは何週間も掛かってるんでしょ。もたつた理由。それともう1点。先ほど町長が、地方創生臨時交付金を活用しとおっしゃいましたが、この程度の金額だったら財調を崩せば簡単な話でしょう。後で財源振替えしたっていいんですから。スピード勝負の話ですよ、今、この支援策というのは。生活や事業に困ってる方を助ける、これまでの経済対策とは訳、違うんですよ。これまでの不景気と違って、人とももの流れが遮断されたから仕事なくなる、収入なくなる。だから、ダイレクトに素早く助けにゃいけんいう話を、従来と同じように国から金がおりるまで待つてやる。海田町に金がないんならいいですよ。それはしゃあない。実際には、財調がまだ20億もある。で、こん中で、今回の補正予算、たったの1億。なぜ、こんなにもたつたんですか。以上2点。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）1点目の、時期が遅れた理由でございます。これら合わせまして約1億円の財源ということで、執行部といたしましては、結構大きな額になったというふうには考えております。ただ、交付されるというか、町民の皆様からしてみたら、ひとりひとりにとってみればですね、それほど額の額にはなっていないというのも実情だろうと思います。という中で、どの程度になるかというのは、申し訳ありません、それは、規模に応じては、いろいろ御意見もあろうかと思えます。その中で、どの程度にするのがいいのか、対象の方をどの程度にすればいいのか、そういったところに、検討に時間を要したもので、本日、ということになったものでございます。それと2点目。財源につきましては、この度は1億円でございますけれども、この度の、コロナ対策、この先というのが全く見通せない中で、どういったところにどの程度の財源を必要とするのか予測がつかないところもございまして。で、今回は、3、4、5月の売上高が減になったということで、事業給付金と、あと子育て世帯への1万円の給付ということで、町としての

応援金を出すことといたしました。これが長引くことになれば、次の手当も検討する必要があるということで、財源等も考慮しながら対策の方を検討してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（桑原） 2番目の、今の振分けについての国から入ったお金の答弁になってない気がするんだけど、答弁になってますか。答弁になってないと思うんですね、20億あるんだから、1億早う振り分けて、困った人にお金やるべきじゃないかということを質問された訳でしょ。その答弁になってないと思うんです。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡） 財源でございますけれども、今回のその臨時交付金の中で対応したのではなく、それと併せて、町の負担もしながら給付の規模を決めたものでございます。先ほども答弁をいたしました。これで景気回復とか、支援が終わるものではなく、今後も、状況によっては措置をする必要があるというふうに認識をしておりますので、財源を、財調を活用しながら素早くやるというよりかは、入ってくる財源も考慮しながら適切な規模というふうに判断をしたものでございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 今の答弁聞きよったら、遅れたことにたいした理由はなさそうね。そもそも4月の終わりに全協で説明しておきながら、詳細を、そのあと詰めにやらんという話が、そもそもおかしい。それが第1点。やろうと思えばすぐできたんじゃないですか。第2点、今の部長の答弁で、町民の方にとっては大した金額じゃございませんがという答弁がございましたが、ほんじゃ、金額を上げてあげなさいよ。子育て世帯応援金、1万上乗せなんてけちくさいこと言わずに、10万上乗せすりゃあいいじゃん。自分たちで、金額が少ない、町民にとってたいした金額じゃないと分かっておきながら、提案するって、おかしいでしょう。何のためにやるんですか、じゃあ。けちらずに10万ぐらいあげりゃいいじゃない、そしたら。そして第3点、金額として大きいんで、国の交付金云々かんぬん言うたが、これ、歳入見たら、財調崩したの、たったの1,500万円。20億あるのに。え、冷たい町よね。まだ次がある次があるいうが、今、目の前にある壁を乗り越えにや次はないんよ、町民にとって。生活に困っておる人にとって。あしたの話よりは、今日の米よ。この先この先いうて、今日を乗り越えんかったら、この先なんて来る訳ないじゃん、困っとる人は。そういった感覚は一切ないんですか。地方自治法第1条、これまで議会で何遍も何遍も言ってきました、私は。地方自治法第1条。地方公共団体の本分は住民福祉の向上でしょう。お金をきっちり貯めなさいじゃないでしょ。

にもかかわらず、なぜこの先この先といって、財調、たったの 1,500 万しか切り崩さん
ようなけちくさい救済なんですか。

○議長（桑原）いいですか、2 点。いいですか。はい。企画部長。

○企画部長（鶴岡）すいません。1 点目の、お一人当たりの額につきましては、もらう方
に応じて、町が指定した額というのには、足りないと、そういう考えを持たれる方もあ
るだろうということでありまして、町といたしましては、現時点で、可能な規模と判断
をしたものでございます。少ないという思いでこの額を設定をしたものではございませ
ん。2 点目の財源につきましてでございますが、地方創生臨時交付金につきましては、
こういう町の独自の取組と併せて、報道でも出ております休業補償への支援金といった
ものにも充当が可能なものでございます。広島県においては、県が制度を創設し、財源
の 3 分の 1 は市町の負担というところで、制度設計をされております。臨時交付金、一
部はまだ予算計上していないものもございますので、そういったものも活用しながらで
はございますが、これまでの取組で、財政調整基金の方も活用しております。それと併
せて、先ほども答弁をさせていただきましたが、この先が見通せないという中で、今後
どれだけ財政需要が必要となるか、そこらが見通せないという状況もある中で、この度、
判断をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8 番（住吉）まあ、ぐずぐず言うても仕方ないけえ、もう一回聞いとう。たしかに、
事業応援金、給付事業。これはまあ財調、ある程度使っとるが、この子育て世帯応援給
付金なんて、財調、なんぼ、これ、68 万しか使っとらんじゃん、一般財源。あと全部国
からのお金じゃん。事務の部分だけ海田から。まあ町のお金、使ってますよね。町民の
皆さんに配るお金は、臨時交付金から出とる訳です。町の懐は痛くも痒くもない。助け
とらんじゃん。海田町の町民を。何でもっと金額増やしてやらんかったん。さっきから
企画部長、町民の方にとっては足りないかもしれない、そう思っとるんなら増やしな
さいよ、財調を崩して。え。40 億ぐらい使って庁舎建てるんかな。玉川議員が、一番最初
に一般質問でそれ聞いたんよね。で、そのとき玉川議員が再質問で、じゃあ、今後は財
源が足りないからできないとは言わないんですねって、再質問したら、あなた、そのと
おりですと答弁した、企画部長。金が足りないからやらないということは一切答弁しな
いと、そのとき明確に答弁されてるんですよ、執行部は。にもかかわらず、20 億も貯金
ありながら、子育て世帯への救済策、町が払うのはたったの 68 万 3,000 円。わしでも

払えるわ。いくら貧乏のわしでも。そんぐらい貯めとるわ。国が助けとるんであって、海田町は痛くも痒くもないんですよ。そんな補正予算組んでおきながら、今度は、町民の方にとっては足りないと思いますが。思うんなら増やさない、身銭切りなさい、海田町は。それが住民福祉の向上じゃないの、町長。けちってどうする、今。役場庁舎、あんな立派なもん建てて、誰が喜ぶ、今。誰が生活助かる、あれ。パートもなくなり、労働時間も短こうなり、所得激減、激減どころか中にはなくなった方もいるでしょうよ、所得が。家賃も払えん。そういった方々をほっぽらかしといて、子育て世帯助けるのに、海田町は、自分のお金は 68 万 3,000 円しか使わない。この先、何が起こるか分からん。目の前にある課題すら片付けられず、将来の課題が片付けられる訳ないでしょう。海田町は、海田町にとっての福祉というのは、住民福祉の向上というのは、国から金がもらわん限りやらん。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）今回の補正におきましては、事業継続応援金給付事務事業と子育て世代の応援金給付事業、これは計上させていただいておりますが、今後、広島県が休業を要請した事業者に対して協力金を支給するといったことを打ち出しております。これに対して町も、それに対して協調して町も負担するといったことも控えておりますので、決してコロナに対する支援というのは、今回これで終わった訳でなくて、今後もそういった支出が予定されているということがございます。そういったことも踏まえまして、コロナの支援また住民福祉の向上のため、必要に応じて今後も必要な措置というのは、打っていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9 番（宗像）9 番、宗像です。財源の問題、まず、4 月の終わり、30 日か 28 日か、はっきり覚えてませんが、全協を開いた。そのときに、こういうふうにしますと我々に説明したんですよね。それは間違っていないですよ。じゃあ、それから今日の会議まで約 3 週間。なぜこんなに時間掛かるんですか。で、先ほど住吉議員が言ったとおり、みんな困っとる。1 円でもほしい。特にこの商工支援策。これについては売上が全部ゼロになった人がいっぱいいる。1 円でも 1 日でも早い方がいいんでしょう。広島県はもう早くから出さういうて決めとるじゃないですか。何でうちこんなに遅れるんですか。そしてたら財源くる前に決めてるんですから、一般会計がたちまち財源を使って、一般じゃなかった、財調から一旦お金を使って、後から、ゆっくり、定例議会で、財源こっち振り

分けましたとやるんが、ほんとの素早い住民に対する福祉。副町長も、だから言い方おかしいんじゃないの。後から後から追加出しゃあええと、そういうもんじゃないでしょ、今たちまちの問題の話してるんでしょ。それもおかしいんじゃないんですかって言われてるんと。それと、町長がすごく自慢された独自の施策、1万円を上乗せします、海田町は。海田町独自でやります、よそはやってません。それならば、急いでやるべきであって、それこそ、国の金に来る前に財調を使ってでもやるべきじゃないんですか。それと、これを見ると、どこが海田町の特段のあれなんですか。海田町が独自にやっとする事業なんですか。皆、国のお金を使って、国の代わりに事業をやってるのと一緒にやらないですか。それこそ住吉議員が言うように、財調使うてでも本気で腹くくってやるんが本来の姿じゃないんですか。

○議長（桑原） 答弁要りますか。はい。どなたか。企画部長。

○企画部長（鶴岡） これまでと繰返しの答弁になってしまいます。町独自の支援策の規模をどの程度にするかといったことについては、いろいろ御意見があらうかと思います。執行部といたしましては、この度、一定の判断を出させていただきました。それにつきましては、今回、提案をさせていただいた規模でございますけれども、規模的には、これで終わりではなく、今後も取組が必要であらうということを想定した上で、この規模にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原） そういうことじゃなくて、そのやり方が、そういうやり方じゃなくて。

○企画部長（鶴岡） はい、それともう1点、全協から本日まで日数を要したことでございますけれども、全協で御説明させていただいた時点では、制度の詳細まで十分煮詰めたものがございませんでした。ではありますが、一定の方向性ということで、全協で御説明をさせていただきました。その中で、その後、交付についての事務手続について詰めてまいりましたが、それに時間を要して本日となったものでございます。遅いという御指摘につきましては、反省をしながら、今後に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 町長か副町長か、今の、質疑に答えていただければと思うんですけど。やり方がまずいんじゃないかということを書いてらっしゃるんですよね。そのお金出し方、振り方についても質疑がありました。そのことについて、答弁してあげればと思うんですが。よろしいですか。答弁していただけますか。副町長。

○副町長（櫻） 決して国の交付金の範囲内で事業しようという思いはありませんので、必要であれば町の一般財源を使って事業を打っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それがなぜできなかったかちゅうことを、皆さん聞いちょるんよ。ね。

こういう緊急でそうそう使うあれはないんよ。そこを町長の判断で、ほんじゃ、こんだけ、国の判断より先に、こういう判断をして、後、国から来た分で合わせましょうとか、あるいは、町がこんだけ独自でやりますちゅう判断がいち早く必要やったちゅうことを、皆、言いよるんよ。そうしてくれちゅうことを執行部に言うても、あなた方はせんかったじゃない。そういうことに対しての反省があるかないかちゅうことを聞いちょるんよ。町長、どうですか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 今、いろいろと質疑を受けておりますが、住民の方々がですね、いろんな痛みを受けられているというのはですね、私等も含めて、いろんなところに調査しながらですね、行っているところでございます。痛みはですね、同じように、私も感じておりますし、職員も含めて感じているところでございます。それをいち早く出そうとしたのが、4月30日における全協ですね。先ほどありましたような形で説明をさせていただきながら、早目の方向性を出させていただいたというところでございます。その3週間ほどずれたというのはですね、実際には、そういった書類をですね、どのような形で提出していただくか、というところをしっかりとですね、見据えた中でですね、進めないといけませんですし、それが正確に、皆様に、その制度に基づいて分配できるというのがですね、我々の課せられた責務でございますので、それを行っている過程の中で、この3週間のずれが起きたということでございます。それと、ここへ提示させていただいているのは、歳入歳出のバランスは、当然ながら取らないといけませんので、そういった形で提示されておりますが、その分配においてはですね、そのように、少額の形でですね、手当てをしてるという意味合いではございません。歳入の方は歳入で捉えて、歳出は歳出で捉えながら実際に行っていく、そういった過程の中でですね、この補正予算をですね、提示させていただいているものでございますので、その点を御理解していただきたいということと、まず一番にやらないといけない、というのはですね、海田町としてもいち早く出した方向性はですね、間違っていないというふうに思います。その間の、要するに事務的手続における遅れが生じたというのはですね、非常に心苦しいところでございますが、お詫びを申し上げたいというふうに思います。それと、実際に実行時というのはですね、議決を得て実行の過程を受ける訳ですから、それを踏まえな

がら、実際にですね、正確に事務運営をできるように、今、一生懸命職員一丸となつてですね、今進めているところでございますので、その点を御理解していただきたい。と、もう一つ付け加えておきますが、今、国においてもですね、いろんな国民の声を聞きながら、いろんな施策がどんどん打ち出されてきております。今、一次補正予算における内容の下にですね、今、組み立てをさしていただいているものでございますので、その後に関しては、またその経過を受けながらですね、しっかりと財政運営を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。これも言うても、今更どうもならんと思うけども。資料13のね、3番なんだけどね。わしも個人的には3社ぐらい経営しとったこともあるんだけど、1回まで1事業と、こうなつとるんだけど、この複数経営に対してね、今ここで言うても、はあ予算も決まっとるからどうもならんとは思うが、後日、チャンスがあれば、一考してもらいたいと思うがね。要するに複数経営者に対しての手当、2社、3社経営しとる場合もある訳。だから、1回だけで1事業だとあんまり足しにならないのんじゃないか。その辺について、まあ考えだけないとも聞かせてもらおう。今後、何か対応策、考えておるとかあれば、併せてお答え願いたいと、その辺についてどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）複数事業を実施されている方への応援金でございますけれども、この度、執行部でまとめました案といたしましては、応援金という形でございます。町として、この新型コロナウイルス影響下での事業継続を応援するという意味での給付でございますので、お一人につき複数の事業を実施しておられても、お一人様で1回ということで整理をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うてもならんと思うが、一考する考えないか。要するに、事業は赤字であってもね、事業税というのは全部来とる訳よの、その事業に対して。複数経営者に対しての。あんたは複数やっておるけども、一つ分だけでいいよ事業税、じゃないんよ。全部事業に対しての、課税されておる。その事業が赤字なんよ。それでも事業税は来る。だから、ここに一考する考えはないのか、の。それ一つだけで我慢せい。これ、もうしょうがない。今、これ特に予算じゃけえ、決められてしもうとるから複数分出せえ言うたって、今、枠が6,000万か、だったから、どうにもならんけどもね。やっぱり、一考

要するんじゃないかいう、今言いたいのが、そういうことで、事業税は、皆払って頑張
つとる。赤字でありながら事業税払つとる。その辺について、どう認識しとるんかいう
の、答弁ができりゃ聞きたい。以上。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度は、事業所への事業継続の応援金ということでございますので、
1 事業主様 1 回当たりとさせていただきますが、今後、景気の回復といいますか、あ
あいったことには、当然、今後取り組んでまいる必要があるかと思えます。どういった
手法がいいかというのは、今後の情勢を見ながら検討してまいります、その中では、
今、ただいまいただきました御意見も考慮した上で検討してまいりたいと考えておりま
す。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第 28 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 28 号議案に
ついては、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。この際、町長
から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶
を申し上げます。議員の皆様方には、慎重かつ熱心に御審議いただきまして、ありが
とうございます。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のと
おり議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜
りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどう
もありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和 2 年第 2 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御
苦労様でした。

午前 10 時 51 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員